

農地情報公開システム
登録用地図データ作成ガイドライン

第 2.10 版

令和 3 年 4 月 2 8 日

全国農業会議所

変更履歴

版数	頁	変更内容	変更者	変更日
1.0		新規作成	NCA	2019/5/21
1.7	10	表 3-1 備考の追記	-	2020/4/14
	20	小字 CD 紐付キー利用有無変更追記	-	2020/4/14
	24～	説明会等で出た Q&A の追加	-	2020/4/14
2.0		版数改定	NCA	2020/5/11
2.1	24	年度に係る記載を修正	-	2021/4/28

目次

1	はじめに	5
1 - 1	ガイドラインの目的	5
2	地番図出力作業、紐付作業について	6
2 - 1	作業範囲と前提条件	6
3	地番図データ、登録用地図データの仕様について	7
3 - 1	地図の出力業者が出力する地番図データの仕様等	7
(1)	座標系	7
(2)	農地情報公開システムで利用する農地地図情報の種類	7
(3)	農地地図情報の仕様	7
(4)	農地地図情報の属性情報の仕様	9
(5)	農業委員会等へ納品する成果物について	14
3 - 2	紐付作業および登録用地図データの作成方法・留意点	17
(1)	作成における留意点	18
(2)	紐付方法について	20
(3)	成果物について	22
4	紐付結果報告書について	23
4 - 1	紐付結果報告書の注意点	23
(1)	紐付結果報告書の命名規則	23
(2)	紐付結果報告書の記載内容について	23
5	Q&A集	24
5 - 1	地図更新全般について	24
5 - 2	地図データについて	25
5 - 3	紐付確認作業について	26
5 - 4	地図登録作業について	28
6	(参考) データ検証時の誤り事例	29

別紙一覧

別紙 1_農業委員会等コード一覧表

別紙 2_農地地図データ紐付確認結果報告書

1 はじめに

1 - 1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、地図更新の意向を有する農業委員会等により選定されたベンダ（地図会社等）が地図更新に係る作業を円滑に行えるよう、登録用地図データの仕様や作業上の技術的な留意点について定義するものである。

表 1 - 1 地図更新に係る作業一覧

No	作業	作業内容
1	地番図出力作業	農業委員会等と地番図業者が、地番図データを出力する
2	紐付作業	農業委員会等と紐付業者が、農地情報公開システムに登録する地図データと紐付確認結果報告書を作成する
3	地図登録作業	農業委員会等と農地情報公開システムの運用・保守事業者が、登録用地図データを農地情報公開システムに登録する

本ガイドラインにて、1.地番図出力作業と 2.紐付作業のデータ仕様を定義する。

2 地番図出力作業、紐付作業について

2 - 1 作業範囲と前提条件

本業務における作業範囲と前提条件を以下とする。

■地番図出力作業の作業範囲

・出力する地番図データを本ガイドラインの「3 - 1 地図の出力業者が出力する地番図データの仕様等」に準じて作成し、農業委員会等へ納品すること。

■紐付作業の作業範囲

・登録用地図データを本ガイドラインの「3 - 2 紐付作業および登録用地図データの作成方法・留意点」に準じて作成すること。

・農業委員会等へ納品する成果物に本ガイドラインで定義する「登録用地図データ」および「紐付結果報告書」が必ず含まれていること。

3 地番図データ、登録用地図データの仕様について

農地情報公開システムで利用する農地地図情報は、農地の所在を示す農地区画図（面情報）又は同筆の概ね中心を示す農地ピン（点情報）のいずれかである。

3 - 1 地図の出力業者が出力する地番図データの仕様等

(1) 座標系

農地情報公開システムでは、日本測地系 2000：平面直角座標系又は、日本測地系 2011：平面直角座標系を採用する。

(2) 農地情報公開システムで利用する農地地図情報の種類

農地情報公開システムで利用する農地地図情報は、以下のとおりとする。

1) 農地区画図

農地法第二条で示される耕作の目的に供される土地の登記上の一筆地（以下、「一筆農地」という。）の境界に基づき作成した区画図。（内地番図、仮地番図含む）

2) 農地ピン

上記、農地区画図、内地番図、仮地番図に示される区画の概ね中心を示す点情報。

(3) 農地地図情報の仕様

農地情報公開システムで取り扱う農地地図情報の図形の空間定義は、3 - 1 (1)に示す座標系で表記された座標点群データであり、位相立体には及ばない。したがってシェープにおいては、3Dシェープを対象としないこと。主な種類におけるデータ仕様については、以下のとおりとする。

1) 農地区画図

① データ仕様

形式：シェープファイル (Shapefile)

種別：ポリゴン

② 取得基準

- a. 現況の農地（採草放牧地を含む）を対象とする。
- b. 一筆農地境界によって囲まれる内側の領域を面（ポリゴン）として入力する。

③ 留意事項

- a. 一筆農地は形状が交差しないこと。(図 3-1 参照)
- b. 一筆農地は形状が重複しないこと。(図 3-2 参照)
- c. 複数の一筆農地の間に、農地ではない別の筆が存在する場合を除き、隣接する一筆農地は隙間なく接することが望ましい。(図 3-3 参照)
- d. 一筆農地は形状がねじれないこと。(図 3-4 参照)
- e. ドーナツポリゴンについて外側の面(時計回り)と内側の面の入力順が逆周り(反時計回り)になること。(図 3-5 参照)
- f. マルチポリゴンになる一筆農地は複数の独立したポリゴンになること。(図 3-6 参照)

例)

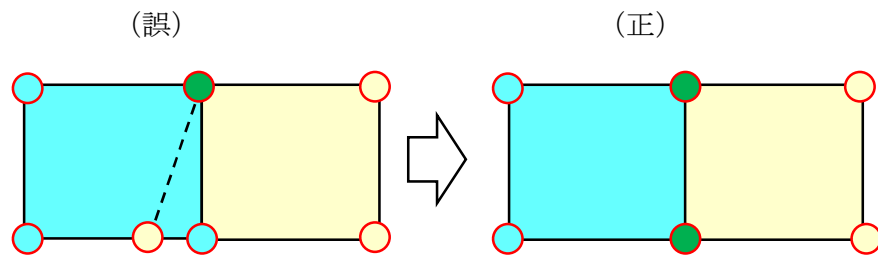


図 3-1 一筆農地が交差の例

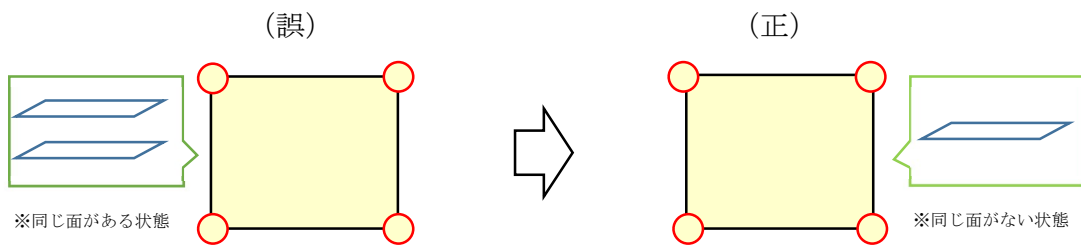


図 3-2 一筆農地が重複の例

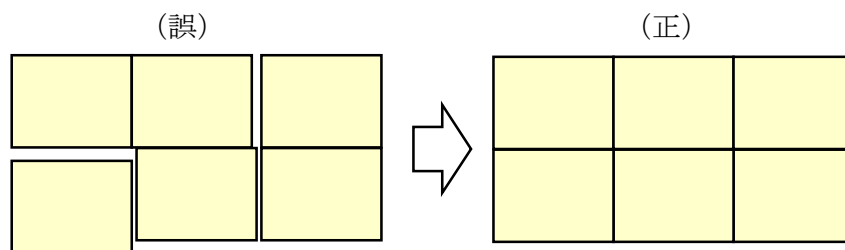


図 3-3 一筆農地間の隙間の例

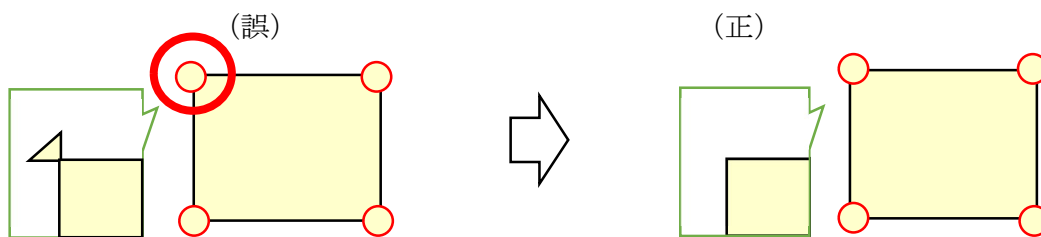


図 3-4 一筆農地がねじれの例

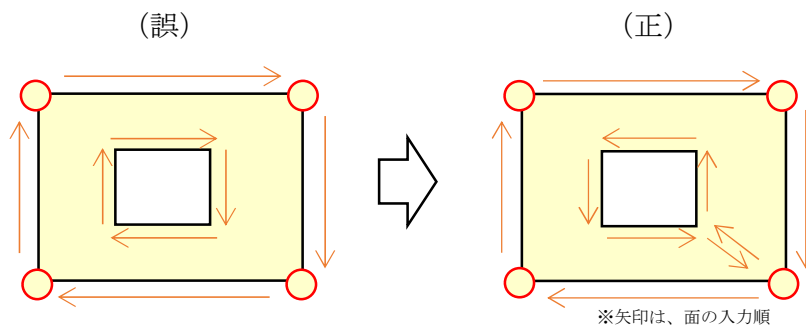
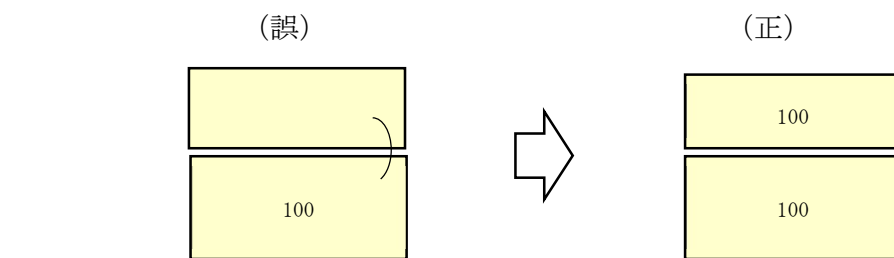


図 3-5 ドーナツポリゴンの例



※) は、メガネ線を意味する
同一地番を意味する。

図 3-6 マルチポリゴンの例

2) 農地ピン

① データ仕様

形式：シェープファイル (Shapefile)

種別：ポイント

② 取得基準

- a. 現況の農地（採草放牧地を含む）を対象とする。
- b. 一筆農地境界によって囲まれる内側の面（ポリゴン）に包含された概ね中心位置に農地ピン（ポイント）を入力する。

(4) 農地地図情報の属性情報の仕様

1) 農地区画図

出力する地図データの属性情報は、表 3-1 のとおりとする。

なお、種類が「文字」の場合は全角文字及び JIS X 0201-1976 準拠の JIS コードの半角文字のうち使用禁止文字コード以外（表 3-2 参照）とする。

表 3-1 農地地図情報の属性

項目名	データ型	データ長 (バイト)	文字種別	必須	例	備考
市町村 CD	文字列	6	半角数字	○	010006	全国地方公共団体コード (6桁固定) ※政令指定都市の場合も 上記と同様に市町村コード を使用すること
市町村名	文字列	60	全角文字	○	農地市	—
大字 CD	文字列	8	半角数字	○	00000001、 10、3500	—
大字名	文字列	60	全角文字	○	字山の上	—
小字 CD	文字列	7	半角数字		0000001、15、 2800	—
小字名	文字列	40	全角文字		山の下	—
本番区分	文字列	4	全角文字		コウ、オツ、甲、 乙	—
本番	文字列	6	半角数字	○	100001、100	※0 は設定不可
枝番区分	文字列	4	全角文字		コウ、オツ、甲、 乙	—
枝番	文字列	6	半角数字		19002、10	※0 は設定不可
孫番区分	文字列	4	全角文字		コウ、オツ、甲、 乙	—
孫番	文字列	6	半角数字		1803、15	※0 は設定不可
曾孫番区分	文字列	4	全角文字		コウ、オツ、甲、 乙	—
曾孫番	文字列	6	半角数字		109、13	※0 は設定不可

	データ型	データ長 (バイト)	文字種別	必須	例	備考
玄孫番区分	文字列	4	全角文字		コウ、オツ、甲、乙	—
玄孫番	文字列	6	半角数字		10、203	※0 は設定不可
区分	文字列	8	全角文字		1、1 2、内1、内2	—
表示地番	文字列	100	半角文字		※1 設定しない	—
地図種別	文字列	2	半角文字		※下記の値のみ設定可能 00、01、02	00：農地区画 01：内地番 02：仮地番 ※未設定の場合、地図更新作業時に[00]が付与される
更新日	日付	-	日付		※1 設定しない	—

※1 ヘッダーとして属性の定義のみ必要とし、データの値は設定しないこと

表 3-2 半角文字の使用可能範囲 (表内の■部分は利用不可)

JIS		上位ビット																
コード		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F	
下位ビット	0	NU L	DL E	SP	0	@	P	■	P				ー	タ	ミ			
	1	SO H	DC 1	!	1	A	Q	a	Q				。	ア	チ	ム		
	2	ST X	DC 2	”	2	B	R	b	R				「	イ	ツ	メ		
	3	ET X	DC 3	#	3	C	S	c	S				」	ウ	テ	モ		
	4	EO T	DC 4	\$	4	D	T	d	T				、	エ	ト	ヤ		
	5	EN Q	NA K	%	5	E	U	e	U				・	オ	ナ	ユ		
	6	AC K	SY N	&	6	F	V	f	V				ヲ	カ	ニ	ヨ		
	7	BE L	ET B	’	7	G	W	g	W				ア	キ	ヌ	ラ		
	8	BS	CA N	(8	H	X	h	X				イ	ク	ネ	リ		
	9	HT	EM)	9	I	Y	i	Y				ウ	ケ	ノ	ル		
	A	LF	SU B	*	:	J	Z	j	Z				エ	コ	ハ	レ		
	B	VT	ES C	+	;	K	[k	{				オ	サ	ヒ	ロ		
	C	FF	FS	,	<	L	¥	l					ヤ	シ	フ	ワ		
	D	CR	GS	-	=	M]	M	}				ユ	ス	ハ	ン		
	E	SO	RS	.	>	N	^	N	~				ヨ	セ	ホ	ゝ		
	F	SI	US	/	?	O	_	O	DE L				ツ	ソ	マ	。		

2) 農地ピン

農地区画図と同様の属性情報とする。

3) 大字なしの扱いについて

- ① 大字・小字ともがない場合は、大字コード「99999999」、大字名「大字等なし」を設定する。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市						100		
012345	〇〇市						200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				100		
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				200		10

- ② 大字はないが小字はある場合は、大字コード「90000000+小字コード」、大字名「小字名+ (字)」を設定し、小字コードと小字名は「NULL」とする。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市			1	□□		100		
012345	〇〇市			100	△△		200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	90000001	□□ (字)				100		
012345	〇〇市	90000100	△△ (字)				200		10

(5) 農業委員会等へ納品する成果物について

農業委員会等へ納品する地番図データは下記を用意し、各々の命名規則に従い作成する。

■地番図データ

1) 農地区画図

農地区画図の命名規則は、表 3-3 のとおりとする。

表 3-3 農地区画図の命名規則

ファイル名	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.shp
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.shx
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.dbf
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.prj

※上記ファイルにおける文字コードは「SJIS」とすること

2) 農地ピン

農地ピンの命名規則は、表 3-4 のとおりとする。

表 3-4 農地ピンの命名規則

ファイル名	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.shp
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.shx
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.dbf
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.prj

※上記ファイルにおける文字コードは「SJIS」とすること

■ 農地地図情報の登録記録

地番図出力業者は、提出する地番図に関する農地地図情報の作成年月日や作成者等を説明する表 3-5 に示す「農地地図情報の登録記録」を用意すること。

表 3-5 農地地図情報の登録記録

項番	内容	ファイル名	形式
1	農地区画図の登録記録	9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_登録記録.xlsx 又は、 9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_登録記録.csv	Excel 形式 又は、 CSV 形式
2	農地ピンの登録記録	9999999_yyyymmdd_Nouchi_Point_登録記録.xlsx 又は、 9999999_yyyymmdd_Nouchi_Point_登録記録.csv	Excel 形式 又は、 CSV 形式

ファイル名の命名規則は以下のとおりとする。

9999999_yyyymmdd_Nouchi_Polygon_登録記録.xlsx

9999999_yyyymmdd_Nouchi_Point_登録記録.xlsx

①

②

①9999999 : 農業委員会等コードを設定 (別紙 1_農業委員会等コード一覧表参照)

②yyymmdd : 西暦 4 桁+月 2 桁+日 2 桁を設定(設定する日付についてはファイル作成日)

【ファイル名の命名規則の例】

(例) 北海道札幌市の場合

0110020_20141201_Nouchi_Polygon_登録記録.xlsx

0110020_20141201_Nouchi_Point_登録記録.xlsx

農地地図情報の登録記録の内容は、表 3-6 のとおりとする。また、その例は表 3-7 を参照のこと。

表 3-6 農地地図情報の登録記録の内容

項目	説明
都道府県名【必須】	都道府県名称を記入。
農業委員会等名称【必須】	農業委員会等名称を記入。
元資料名【必須】	元資料の名前を記入。
元資料作成年月日【必須】	年/月/日を記入。
元資料データ形式【必須】	ファイル形式を記入。
作成年月日【必須】	年/月/日を記入。
座標系【必須】	「経度緯度」もしくは日本測地系 2000：平面直角座標〇系又は、日本測地系 2011：平面直角座標〇系を記入。
作成者【必須】	データ作成者名を記入。
連絡先【必須】	データ作成者の連絡先を記入。
備考	連絡事項等あれば記入。

表 3-7 農地地図情報データの登録記録内容の例

都道府県名	農業委員会等名称	元資料名	元資料作成年月日	元資料データ形式
〇〇県	△△市農業委員会	△△市 固定資産 課税地番 図	2014/1/1	シェープファイル

作成年月日	座標系	作成者	連絡先	備考
2015/1/10	日本測地系 2000： 平面直角座標〇系	農業 太郎	01-2345-6789	

3 - 2 紐付作業および登録用地図データの作成方法・留意点

地図の紐付作業とは、農業委員会等より地番図データと農地情報公開システムの「【有償地図更新用台帳 CSV データ出力】機能」より出力できる CSV 形式のファイル（以降、土地データファイル）の提供を受け、所在情報で突合作業を行い、**所在が完全一致した地図について登録用地図データ（農地区画図データもしくは農地ピンデータ）**の作成を行うものとする。

紐付業者は、本ガイドラインに準拠した地番図データと土地データファイルで紐付作業を行い、登録用地図データと紐付結果報告書を農業委員会等へ納品する。

登録用地図データの作成方法

紐付業者は、「3 - 1 地図の出力業者が出力する地番図データの仕様等」に準拠した形式の地番図データと土地データファイルを農業委員会等から受領し、土地データと紐づく地番図を抽出して登録用地図データを生成し、紐付結果報告書と共に農業委員会等へ納品を行う。

登録用地図データは、農地情報公開システムの運用・保守事業者が地図登録を行うが、農地情報公開システムにおいて、「表 3 - 8 紐付キー」の仕様で農地区画図と農地台帳が自動紐付けが行われるため、**農地情報公開システムから出力した土地データファイルの大字、小字コードを正しいものとして地番図側の字情報を加工して紐付作業を行う必要がある**点に注意すること。

また、土地データファイルの「本番区分、本番、枝番区分、枝番、孫番区分、孫番、曾孫番区分、曾孫番、玄孫番区分、玄孫番、区分」のデータ内容を確認し、同一ルールで地図データ側の情報を加工する等、紐付の一致率を向上させるための施策を行うこと。

（例：土地データファイルの本番区分：甲、地図の本番区分：A の場合、地図の本番区分を「甲」に加工して一致させるようにする）

農業委員会等が農地区画図を利用しない（農地ピンのみを利用する）場合は、作成した農地区画図から農地ピンを生成し、農地ピンでの登録用地図データの作成、および納品を行う。

(1) 作成における留意点

1) 大字、小字コードについて

登録用地図データの属性情報（表 3-1 農地地図情報の属性 参照）に含まれる大字コード、小字コードは土地データファイルに含まれる大字コード、小字コードと同一コード体系にあわせること。異なるコード体系である場合は、農地地図情報と農地台帳情報を農地情報公開システム上で適切に自動紐づけが行われないうちに注意すること。

なお、農地情報公開システムの運用・保守事業者において、受領した登録用地図データの農地地図情報のコード体系が農地台帳情報のコード体系と異なることを地図登録作業前に確認できた場合は、修正・再提出を農業委員会等経由にて依頼する。

2) 大字なしの扱いについて

- ① 大字・小字ともない場合は、大字コード「99999999」、大字名「大字等なし」を設定する。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市						100		
012345	〇〇市						200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				100		
012345	〇〇市	99999999	大字等なし				200		10

- ② 大字はないが小字はある場合は、大字コード「90000000+小字コード」、大字名「小字名+ (字)」を設定し、小字コード、小字名は NULL とする。

市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市			1	□□		100		
012345	〇〇市			100	△△		200		10



市町村 CD	市町村名	大字 CD	大字名	小字 CD	小字名	本番区分	本番	枝番区分	枝番
012345	〇〇市	90000001	□□ (字)				100		
012345	〇〇市	90000100	△△ (字)				200		10

3) 内地番図、仮地番図の属性情報

一筆農地内で宅地・山林等の非農地が混在した土地や、一筆農地を貸付分割した区画等に対しては、農地台帳の管理において、分割して各々の面積等を登録する必要があるため、内地番管理を行う。この場合、一筆農地情報を分割した内地番図の「地図種別」に「01：内地番」を入力する。

市町村CD	市町村名	～	本番区分	本番	枝番区分	枝番	～	～	地図種別
012345	〇〇市	～		100		1	～	～	01

地籍調査実施中のため法務局の登記が行われていない区画や、地番が付番されていない河川敷等で耕作している区画等に対しても、農地台帳の管理において、一意に管理する必要があるため、仮地番管理を行う。この場合、仮地番図の「地図種別」に「02：仮地番」を入力する。

市町村CD	市町村名	～	本番区分	本番	枝番区分	枝番	～	～	地図種別
012345	〇〇市	～		100		1	～	～	02

(2) 紐付方法について

紐付は、農業委員会等より提供を受けた地番図データと土地データファイルについて、各項目の一致確認を行い、全項目の値が完全一致した地図について、農地区画図データもしくは農地ピンデータの作成を行う方法とする。このとき、項目が完全一致しなかった筆を登録用地図データに含めないこと。

紐付の際に一致確認を行う項目（紐付キー）は、表 3-8 のとおりとする。

表 3-8 紐付キー

市町村 CD
大字 CD
小字 CD
本番区分
本番
枝番区分
枝番
孫番区分
孫番
曾孫番区分
曾孫
玄孫番区分
玄孫
区分

各農業委員会等にて小字コードを所在データとして含めるかどうかをマスタ管理している。

紐付キーに小字コードを利用しない場合、大字地番で一意的キーとなる必要がある。現在の農業委員会等の小字コードの利用有無については、「別紙 1_農業委員会等コード一覧表」を参照すること。なお、紐付キーに小字コードを利用するかどうか、について変更がある場合は、地図登録作業前に農地情報公開システムの設定変更が必要となるため、農地情報公開システムの運用・保守事業者への事前連絡が必要となることに注意すること。

※小字コード利用有無が変更になる場合は、農業委員会等から農地情報公開システム総合ヘルプデスクにその旨を連絡すること。

表 3-9 完全一致の例

土地所在データ			地図データ	
市町村 CD	123456	← 一致 →	市町村 CD	123456
大字 CD	350	← 一致 →	大字 CD	350
小字 CD	30	← 一致 →	小字 CD	30
本番区分	甲	← 一致 →	本番区分	甲
本番	2	← 一致 →	本番	2
枝番区分		← 一致 →	枝番区分	
枝番		← 一致 →	枝番	
孫番区分		← 一致 →	孫番区分	
孫番		← 一致 →	孫番	
曾孫番区分		← 一致 →	曾孫番区分	
曾孫		← 一致 →	曾孫	
玄孫番区分		← 一致 →	玄孫番区分	
玄孫		← 一致 →	玄孫	
区分	内1	← 一致 →	区分	内1

表 3-9 のとおり、全ての項目が同一値であるものを一致地番として紐付ける。

紐付キーとして、小字コード利用なしの場合は、小字コードを紐付キーから除外すること。

※ 紐付作業を簡素化するために、紐付業者にて突合キーを設定して、紐付作業をおこなっているケースが多いため、参考情報として各項目を「/」で文字列結合したものを突合キーとした例を表 3-10 に示す。

表 3-10 突合キーの例

突合キー	
仕様	【市町村 CD】 / 【大字 CD】 / 【小字 CD】 / 【本番区分】 / 【本番】 / 【枝番区分】 / 【枝番】 / 【孫番区分】 / 【孫番】 / 【曾孫番区分】 / 【曾孫】 / 【玄孫番区分】 / 【玄孫】 / 【区分】
コード例	123456/350/30/甲/2////////内1

(3) 成果物について

紐付業者は登録用地図データ、および紐付結果報告書を作成し、農業委員会等へ納品を行う。登録用地図データについては下記を用意し、各々の命名規則に従い作成する。紐付結果報告書については「4. 紐付結果報告書について」で明示する。

また、成果物の形式については紐付業者と農業委員会等との協議になるが、後続作業を鑑み、CD-ROMによる納品が望ましい。

■登録用地図データ

1) 農地区画図

農地区画図の命名規則は、表 3-11 のとおりとする。

表 3-11 農地区画図の命名規則

ファイル名	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.shp
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.shx
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.dbf
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Polygon.prj

※上記ファイルにおける文字コードは「SJIS」とすること

2) 農地ピン

農地ピンの命名規則は、表 3-12 のとおりとする。

表 3-12 農地ピンの命名規則

ファイル名	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.shp
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.shx
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.dbf
	農業委員会等コード_yyyymmdd_Nouchi_Point.prj

※上記ファイルにおける文字コードは「SJIS」とすること

4 紐付結果報告書について

4 - 1 紐付結果報告書の注意点

紐付業者は、登録用地図データと共に紐付結果報告書の作成を行い、農業委員会等へ納品を行う。紐付結果報告書については、「別紙 2_農地地図データ紐付確認結果報告書」の様式に従い作成するものとする。

農業委員会等は、地図登録の契約締結後、紐付業者から納品された登録用地図データ、および紐付結果報告書を農地情報公開システムの運用・保守事業者へデータ送付を行う。

(1) 紐付結果報告書の命名規則

紐付結果報告書の命名規則は下記のとおりとする。

[農業委員会等コード]_[農業委員会等名称]_農地地図データ紐付確認結果報告書_YYYYMMDD.xlsx

① ②

①9999999：農業委員会等コードを設定（別紙 1_農業委員会等コード一覧表参照）

②yyyyymmdd：西暦 4 桁＋月 2 桁＋日 2 桁で作業日付を設定

(2) 紐付結果報告書の記載内容について

紐付業者は、「別紙 2_農地地図データ紐付確認結果報告書」の【サマリー】シートに必要事項を記載する。

台帳余り及び地図余り、突合地番、重複地番等の紐付結果状況を、下記 2 項目について個別のシートに記載する。

① 不一致地番一覧表_台帳／不一致地番一覧表_地図

② 一致地番一覧表_台帳／一致地番一覧表_地図

※記載内容詳細については、「別紙 2_農地地図データ紐付確認結果報告書」の【農地台帳・農地地図紐付確認説明書】シートを参照

5 Q&A集

5 - 1 地図更新全般について

Q1-1. 紐付作業を実施する業者は、資格などにおいて条件があるか。

⇒A1-1. 新規参画業者には、説明会への出席または説明会動画の視聴をお願いしている。令和2年度以降は説明会を開催しないため、必ず令和元年度説明会動画を視聴したのち、地図更新作業を実施すること。説明会動画についてはメール標題を「地図更新」として、全国農業会議所農地情報公開システム事務局「koukaisystem@nca.or.jp」宛てに空メールを送信すること。受信確認後、説明会動画のURLを張り付けて返信をする。

Q1-2. 本ガイドラインについて質問がある場合には、どこに問い合わせをすればよいか。

⇒A1-2. メール標題を「地図更新 質問」として、全国農業会議所農地情報公開システム事務局「koukaisystem@nca.or.jp」宛てに問い合わせること。

Q1-3. 地図更新の頻度はどのくらいが適切なのか。毎年更新することが望ましいか。

⇒A1-3. 大多数の市町村が、「全国農地ナビ」開設時（平成27年4月1日開設）にあわせて作成した地図を継続利用しているため、古い地図情報となってきた状態である。費用面も考慮すると3～5年に1回の更新が一般的と考える。ただし、大規模整備等があった場合は、地図更新が必要であるが、登記が完了し、地図等の整備がされた後に実施することが望ましいと考える。

Q1-4. 農業委員会等が、契約を一本化するため地図会社とのみ契約したいという要望があった場合、地図会社がSBテクノロジーと契約し、地図登録を依頼することは可能か。

⇒A1-4. 原則は、農業委員会等と①地番図業者、②紐付業者、③SBテクノロジーとの3つ（①・②または②・③が同一の業者であれば、2つ）の契約となる。個別の対応となるため、まずは全国農業会議所農地情報公開システム事務局へ問い合わせいただきたい。

Q1-5. 農業委員会等が、今年度地図更新と再アップロードを予定しているが、地図更新において注意事項はあるか。

⇒A1-5. 紐付作業は、各農業委員会等利用システムから抽出した農地台帳の土地データを用いて行うものである。再アップロードによって台帳情報が最新化されることを鑑みて、再アップロード後に各農業委員会等利用システムから抽出したCSVを紐付業者に提出することで、登録用地図も最新の状態となるため、再アップロード、地図更新の順で実施することを強く推奨する。

5 - 2 地図データについて

Q2-1. 紐付作業に使用する庁内全域の地図データが整備されておらず、未整備区域を公図データや紙地図で補う必要がある場合は、どのように対応すればよいか。

⇒A2-1. 紐付作業は本ガイドラインに準拠した地番図と農地情報公開システムから出力した土地データファイルの所在が完全一致した地図について登録用地図データを生成する仕様のため、地図出力業者において庁内全域の地図データが準備できない場合は、原則、作業対象外となる。
未整備区域を公図データや紙地図で補わずに紐付処理を行った場合、農地情報公開システム（特に全国農地ナビ）で公開されている農地ピン数が減少する可能性があることに注意すること。

Q2-2. 作業が、地番図出力と紐付作業の2段階になっているが、地番図の出力の段階で農地のみを抽出する必要があるか。

⇒A2-2. 市町村地番図を所有しているのが、市町村の課税課であるケースが多く、課税課の了解が得られず、出力の段階で農地区画図に限った地図の入手であることがほとんどと聞いている。了解が得られるのであれば、地番図出力の段階で、農地のみを抽出に限定する必要はない。

Q2-3. 地図更新では、地目などの項目がないため農地であるかどうかの確認が難しいが、地番図データと土地データファイルの紐付キーが完全に一致したものは、全て納品するという考え方で問題ないか。

⇒A2-3. 多くの農業委員会等で転用済の農地を管理しているため、非農地データが含まれる可能性はあるが、全国農地ナビへ公表される前に、農地ではないという判断でフィルタされるため、紐付作業においては農地であるかの詳細確認は不要である。登録された地図の情報を全て見ることができるのは、各農業委員会等利用システムのみである。

Q2-4. 農地区画図での地図更新を予定しているが、ピン情報も欲しい場合には、農地区画図、農地ピンの両方のファイルの提出が必要か。

⇒A2-4. 農地情報公開システムへ登録できる地図データは、農地区画図または農地ピンのいずれかのみである。農地区画図を登録した場合には、システム上は、区画の概ね中心にピンが立つ仕様となっているため、農地区画図での地図更新の場合は、農地区画図のファイルのみの提出で問題ない。

5 - 3 紐付確認作業について

Q3-1. 台帳側で分筆をしている場合、地図側はどのように処理をすればよいか。

⇒A3-1. 台帳の分筆は、本ガイドラインP10：表3-1の「区分」の記載を参照のこと。地図データ作成時に、区分に台帳の区分と同じ値を設定することで、台帳と紐付けが可能な状態となる。また、台帳側で「区分」を利用せず「玄孫番」等別の所在キーを利用していた場合も台帳側と同じ値を地図側にも設定すること。

Q3-2. 台帳側では区分に値があるが、地図側は分割されていない状態の場合、区分に値を設定することができないが、不一致の扱いとしてよいか。

⇒A3-2. 地図が分割されていない場合は、台帳と1対1で完全一致させることが不可能なので、仕方がないケースと考える。ただし、分割前の地図データを成果物に含め納品することにより、地図登録作業完了後に農業委員会等が各農業委員会等利用システムで地図を分割し台帳と紐付ける作業を行うことができるため、成果物につき紐付業者と農業委員会等で協議すること。

Q3-3. 紐付結果報告書の連絡事項に記載する「小字 CD の利用有無」は、変更の場合は事前に連絡するとのことだが、同様に作成する地図が、「農地区画図」か「農地ピン」かということは、以前の状態を考慮する必要があるか。

⇒A3-3. 「農地区画図」か「農地ピン」であるかは、農業委員会等の判断で決定して問題ない。多くの場合、地図更新を機に農地区画図の地図データに変更している。また、農林水産省が進めている人・農地プランで農地区画図が必要であるため、地図更新は農地区画図とすることが推奨されている。なお、本ガイドライン P20 に記載の通り、「小字 CD の利用有無」の変更については、事前に農業委員会等から農地情報公開システム総合ヘルプデスクへ変更依頼の連絡をすること。

Q3-4. 本ガイドライン P20 に「項目が完全一致しなかった筆を登録用地図データに含めないこと」と記載があるが、地図側で、農地であることが明らかである場合でも、土地データファイルの紐付キーと完全一致しなかった場合には、納品物から除くということか。

⇒A3-4. 紐付作業は、ある程度、機械的に実施するという事は仕方ないところではあるが、本ガイドライン P17 にあるように、紐付一致率を向上させる施策は検討すべきところである。分筆を管理している区分の値を合わせる、半角と全角を合わせる、数値と文字を合わせる、項目をシフトする等、地図会社が加工することで一致率を向上させることが可能となる。場合によっては、字コード体系を合わせるために、農業委員会等から、字コード一覧の提供を受けることもひとつの方法である。

Q3-5. 農地地図データ紐付確認結果報告書の確認結果の件数は、どの件数を記入すればよいか。納品する件数が受領件数となるか。

⇒A3-2. 受領件数は、農業委員会等から受領したデータの総数を記入する。受領件数が一致件数と不一致件数を足した母数となり、農地地図の一致件数が納品データと同数になるという考え方である。

Q3-6. 紐付確認作業に用いる土地データファイルは、「有償地図更新用台帳 CSV データ出力機能」から出力とあるが、以前から各農業委員会等利用システムから出力できた「全項目 CSV」と基本的には同じものか。または、現況地目が農地に限られるなど、何らかの抽出条件があるのか。

⇒A3-2. 「全項目 CSV」には個人情報を含んでいるため、紐付確認作業に必要な項目のみを出力するよう機能追加した。項目は限定しているが、抽出条件は設定していないため、データ数は全項目 CSV と変わらず、全ての土地データが出力される。

5 - 4 地図登録作業について

Q4-1. 農地情報公開システムの運用・保守事業者にて実施される地図登録する前のデータ検証とは、どのような内容か。

⇒A4-1. 本ガイドラインに記載されている仕様通りに登録用地図データが作成されているかを検証する。

- ・ファイルが命名規則を満たしているか。
- ・文字コードは適切か。
- ・地図の形式（シェープファイル形式）及び内部属性の仕様（本ガイドラインの 3-1（4））等を満たしているか。

次頁から、具体的な誤り事例を紹介しているので参照のこと。

6 (参考) データ検証時の誤り事例

作成された登録用地図データを農地情報公開システムに取り込む際に発生した過去のエラー内容を下記に示す。事例内容を参考に、紐付業者にて納品前チェックを行うこと。

No	分類	誤り事例
1	ファイル命名規則	<p>フォーマット「農業委員会等コード(7桁) _yyyymmdd_Nouchi_Polygon.shp」</p> <p>(例1) 農業委員会等コードの指定誤り(語尾「0」が省略されて6桁になっている)</p> <p>【正】 0155980_20151217_Nouchi_Polygon.shp</p> <p>【誤】 015598_20151217_Nouchi_Polygon.shp</p> <p>(例2) スペルミスにより誤り</p> <p>【正】 0155980_20151217_Nouchi_Polygon.shp</p> <p>【誤】 0155980_20151217_Nouchi_Polygon.shp</p>
2	ファイル文字コード	(例) 文字コード「SJIS」規定としているが、[UTF8]になっている
3	内部属性情報	<p>農地地図情報の内部属性の規定と異なる</p> <ul style="list-style-type: none"> 属性項目の過不足(例:「大字CD」の項目がない)(例:「突合キー」という項目がある) 属性項目名の間違い(例:「孫番区分」が「孫番区」となっている) 属性項目の必須項目が未入力(例:「本番」がNULLである) 属性項目の型誤り(例:「更新日」フィールドが日付型になっていない)(例:「本番」フィールドが数値型になっている) 属性項目の値誤り <p>(例: 半角数字を入れる箇所に全角文字列が入っている)</p> <p>(例: 枝番に「NULL」という文字列がセットされている)</p> <ul style="list-style-type: none"> 属性項目値の許容範囲誤り(例: 半角/全角の誤り)

		<ul style="list-style-type: none"> ・設定値の誤り（例：NULL 設定したい箇所で、半角または全角のスペースをセットしている）
4	農地地図情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリゴンが面となっていない（線のみ定義されている） ・ポリゴンまたはピンの情報がないのに、農地地図情報の属性値のみ存在している ・（地図上）海の上に、ポリゴンまたはピンの情報が存在している ・（地図上）全体、または一部の地域が背景地図と比較して、〇〇m ずれている
5	紐付結果報告書との差異	<ul style="list-style-type: none"> ・農地台帳/地図台帳の一致件数と登録用地図データの件数が異なる

データ検証時にエラーが発生した場合、農地情報公開システムの運用・保守事業者から農業委員会等経由にて、紐付業者にエラー一覧と修正依頼を送付する。エラー原因となっている内容等を確認し、農業委員会等に再納品すること。